

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の
支給について」の一部改正について
計4枚（本紙を除く）

Vol.664

平成30年7月13日

厚生労働省老健局高齢者支援課

〔貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3985)
FAX : 03-3595-3670

老高発0713第1号
平成30年7月13日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について

今般、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」（平成12年3月8日老企発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）を別添のとおり改正したので通知する。なお、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく一定以上所得者の3割負担に係る記載は平成30年8月1日から適用する。

については、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

○居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平成12年3月8日老発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

(変更点は下線部)

	新	旧
1 住宅改修費の支給限度額	<p>(1) 支給限度基準額</p> <p>住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘査して、基準額告示において、居宅介護住宅改修住宅改修予防住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額を20万円としたところである。</p> <p>このため、20万円までの住宅改修を行うことが可能であり、20万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は18万円（法第49条の2又は第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては16万円）となるものである。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1 住宅改修費の支給限度額</p> <p>(1) 支給限度基準額</p> <p>住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘査して、基準額告示において、居宅介護住宅改修住宅改修予防住宅改修費支給限度基準額を20万円としたところである。</p> <p>このため、20万円までの住宅改修を行いうことが可能であり、20万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は18万円（法第49条の2又は第59条の2項又は第59条の2第2項の規定が適用される場合にあっては14万円）となるものである。</p> <p>(2) (略)</p>

2 住宅改修費の支給申請

- (1) 事前申請
- 被保険者は、住宅改修を行うこととなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これら市町村に提出することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これら市町村に提出する書類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかを確認し、被保険者に対する確認結果を事前に教示することとする。
- その際、市町村は、被保険者の誤解を招くことのないよう、住宅改修完了後に行われる住宅改修費の支給決定とは異なるものであることを合わせて説明する必要がある。
- ① 申請書（施行規則第75条第1項第1号及び第2号）
- 第1号の「住宅改修の内容、箇所及び規模」は、改修を行いう工事種別（種類告示の第1号から第5号までの別）ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することとするが、「当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの」においてこれら的内容が明らかにされている場合には、工事種別のみを記載することとして差し支えない。
- また、第2号の「住宅改修に要する費用の見積もり」は、住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとする。また、必要に応じて、この見積もりが適切に算出されたものであることがわかるよう、その算出方法を明示さることとする。

- ① 申請書（施行規則第75条第1項第1号及び第2号）
- 第1号の「住宅改修の内容、箇所及び規模」は、改修を行いう工事種別（種類告示の第1号から第5号までの別）ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することとするが、「当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの」においてこれら的内容が明らかにされている場合には、工事種別のみを記載することとして差し支えない。
- また、第2号の「住宅改修に要する費用の見積もり」は、住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとする。また、必要に応じて、この見積もりが適切に算出されたものであることがわかるよう、その算出方法を明示さることとする。

<p>新 当職員（以下「介護支援専門員等」という。）は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。</p> <p>なお、当該被保険者に対する内容について、住宅サービス計画等が作成されている場合は、住宅サービス計画等の記載と重複する内容については、住宅サービス計画等の記載内容が確認することができれば、申請書への記載を省略して差し支えない。</p> <p>② 住宅改修が必要な理由書（施行規則第75条第1項第3号、第94条第1項第3号）</p> <p>第3号の「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を勘察し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するもので、別紙3の様式を標準とする。</p> <p>また、当該書類を作成する者は、基本的に市町村が行う福祉用具・保健・医療又は建築の専門家によって、住宅改修の相談、助言等を行っている。ただし、当該書類を作成しようとする者が、当該住宅改修に係る被保険者の住宅サービス計画等を作成している者とが異なる場合は、十分に連絡調整を行いうことが必要である。</p> <p>また、当該被保険者に対する内容について、住宅サービス計画等が作成されている場合は、居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容が確認することができれば、理由書への記載を省略して差し支えない。</p> <p>なお、介護支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできない。また、介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず、被保険者から住宅改修の事業者にて括下請けせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすることはできない。</p>	<p>なお、当該被保険者に対する内容について、住宅サービス計画等の記載と重複する内容については、住宅サービス計画等の記載内容が確認することができれば、申請書への記載を省略して差し支えない。</p> <p>② 住宅改修が必要な理由書（施行規則第75条第1項第3号、第94条第1項第3号）</p> <p>第3号の「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を勘察し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するもので、別紙2の様式を標準とする。</p> <p>また、当該書類を作成する者は、基本的に市町村が行う福祉用具・保健・医療又は建築の専門家によって、住宅改修の相談、助言等を行っている。ただし、当該書類を作成しようとする者が、当該住宅改修に係る被保険者の住宅サービス計画等を作成している者とが異なる場合は、十分に連絡調整を行いうことが必要である。</p> <p>また、当該被保険者に対する内容について、住宅サービス計画等が作成されている場合は、居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容が確認することができれば、理由書への記載を省略して差し支えない。</p> <p>なお、介護支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできない。また、介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず、被保険者から住宅改修の事業者にて括下請けせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすることはできない。</p>
<p>③ (略) (2)・(3) (略) 3～5 (略)</p> <p>(別紙1) (略)</p>	

(※1) 住宅改修の種類：(1) 手すりの取付け(2) 品差の解消(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること